

**新潟県条例第2号**

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例（平成4年新潟県条例第55号）は、廃止する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第1条に規定する施設又は設備がこの条例の施行の日の前日までに新設され、又は増設された場合において、当該新設又は増設をした者に対する奨励措置については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

- 3 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整）</p> <p><b>第8条</b> 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項第6号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、<u>当該規定</u>による不均一の課税をした後の税額について、第4条の規定を適用する。</p>	<p>（新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整）</p> <p><b>第8条</b> 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1) <u>新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例（平成4年新潟県条例第55号）第2条</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項第1号又は第6号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、<u>それらの規定</u>による不均一の課税をした後の税額について、第4条の規定を適用する。</p>

（新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の奨励措置との調整については、前項の規定による改正前の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第8条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例」とあるのは、「新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例（令和3年新潟県条例第2号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例」とする。